【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（外務員登録の対象となる行為）

**第十七条の十四**　法第六十四条第一項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（同項第一号に規定する有価証券に係るものを除く。）とする。

一　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

二　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

四　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（外務員登録の対象となる行為）

**第十七条の十四**　法第六十四条第一項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（同項第一号に規定する有価証券に係るものを除く。）とする。

一　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

二　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三　市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

四　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

（改正前）

（新設）